

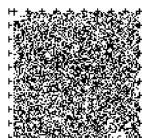
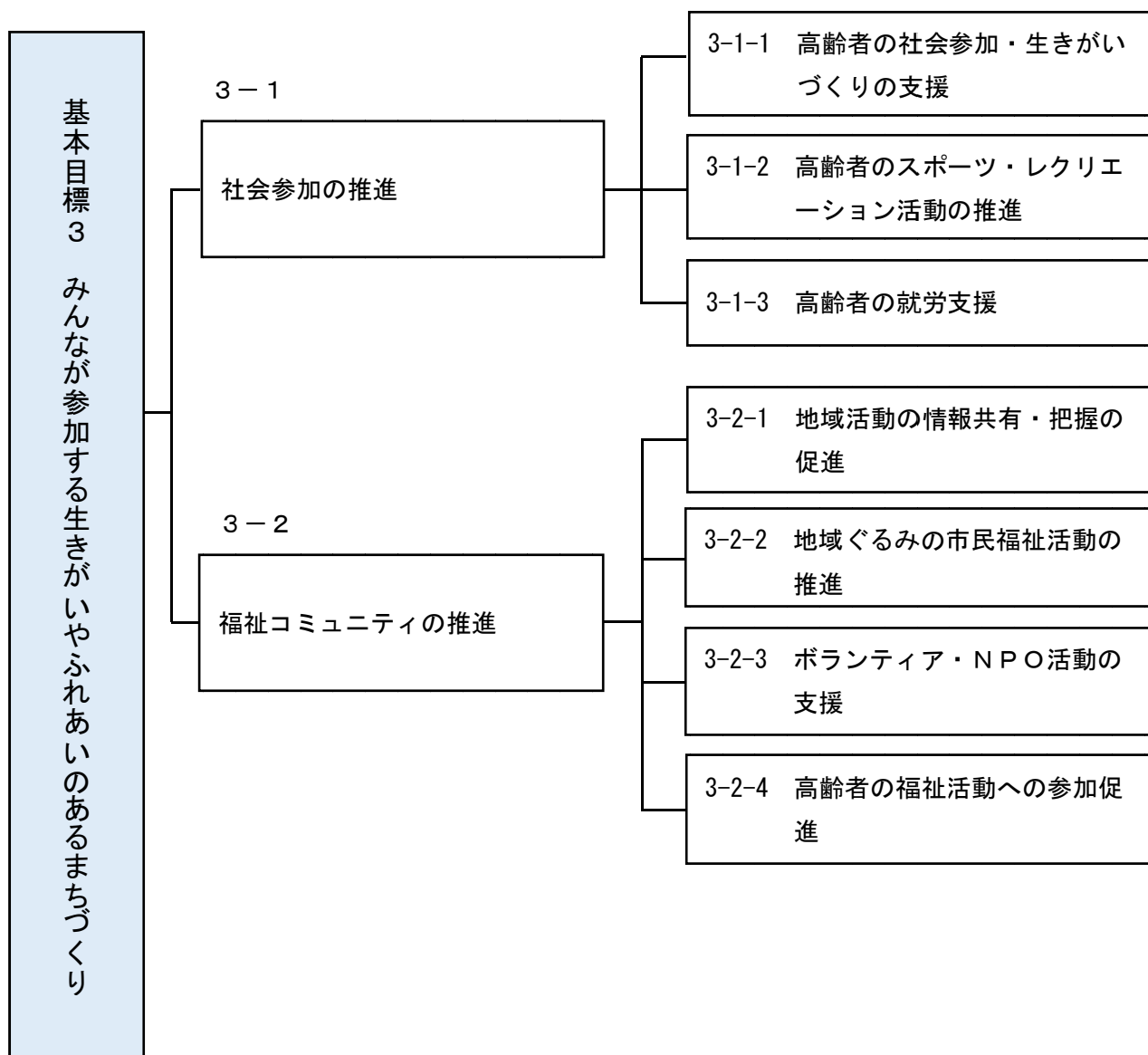
### 第3節 みんなが参加する生きがいやふれあいのあるまちづくり

施策の体系

基本目標

基本施策

施策の内容



### 3-1 社会参加の推進

#### ■ 施策の内容と推進実施主体

推進実施主体	市民	ボランティア NPO	事業者	行政
3-1-1 高齢者の社会参加・生きがいづくりの支援	○	○		○
3-1-2 高齢者のスポーツ・レクリエーション活動の推進	○	○	○	○
3-1-3 高齢者の就労支援			○	○

#### 3-1-1 高齢者の社会参加・生きがいづくりの支援

主な実施内容	①いろは大学、あけぼの大学、寿大学 ②元気の出るまちづくり活動報奨金支給制度 ③老人クラブへの補助 ④高齢者まつりの開催 ⑤老人福祉センター ⑥いきがいサロン	⑦いろは元気サロン 街なかふれあいサロン ⑧カフェ・ランチルーム宗四小 多世代交流カフェ
--------	--	---

#### (1) 社会参加と生きがい支援

##### ① 活動の情報提供

生涯学習関係の情報は、公共施設で活動しているグループ・サークルを紹介した「志木市グループ・サークル情報」を、各事業については、「市内年間イベント予定表」をインターネット等で情報提供しています。また、市民自身の企画・運営による多種多様な講座を提供していくなど、今後はさらに充実した内容の講座の展開や、多くの情報を提供していただくためにも、多様化する市民のニーズの把握が急務です。

##### 【今後の展開】

市民一人ひとりが、自身の生涯学習活動から習得したものを、家族や地域の人たちにも伝えることは、人と人とのつながりが深まり、ひいては、「地域力向上」にもつなげることができます。生涯を通じ学習意欲を高める事業を展開します。

##### 【推進の担当】 生涯学習課



## ② 生涯学習の充実

いろは遊学館及び公民館は、仲間づくり、学習活動の場としていろは大学（いろは遊学館）、あけぼの大学（宗岡公民館）、寿大学（宗岡第二公民館）を実施しています。

### 【今後の展開】

事業の企画運営も含め、高齢者の積極的な参画を進めます。高齢者の生きがいや憩いの場としての役割を担いつつ、事業内容の充実を図ります。

また、いろは遊学館では、学社融合の特色を生かし、小学生との世代間交流事業を充実します。

【推進の担当】 いろは遊学館

## ③ グループ活動支援

元気の出るまちづくり活動報奨金支給制度による各種活動への支援とコミュニティ協議会を通じた各種団体の連携の強化と活動の活性化を図っています。

### 【今後の展開】

各種市民活動団体やボランティア等の活動を市民へ情報提供するため、まちづくり推進バンクを活用し、制度を利用する側も、利用される側も、お互いが相互協働できるよう支援を進めていきます。

【推進の担当】 市民活動推進課

## ④ 老人クラブへの支援

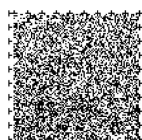
健康、教養、地域活動などの事業を行っている単位老人クラブ及び老人クラブ連合会に対し、活動支援や団体育成に取り組んでいます。

高齢者の増加に対し、新規加入者が減少しています。単位クラブの魅力ある活動の展開を図り、老人クラブ全体の活性化を図ります。

### 【今後の展開】

高齢者が生きがいをもって、活動が積極的に展開できるよう、高齢者まつり等を実施するとともに、各単位クラブの活性化や広報活動に力を入れ、会員拡大を図ります。

【推進の担当】 高齢者ふれあい課



## (2) 高齢者の交流と健康づくり場の提供

### ① 老人福祉センター

高齢者が生きがいをもった生活を送ることができるよう、健康の増進、教養の向上及びレクリエーション活動等の機会を提供しています。

#### 【今後の展開】

老朽化している施設であることから、施設のあり方も含め検証していくとともに、高齢者の憩いの場として利用しやすい環境づくりに努めます。また、介護予防拠点の一つとして教室や介護予防事業を行います。

#### 【推進の担当】 高齢者ふれあい課

### ② いきがいサロン

小学校の余裕教室を利用して、高齢者が楽しく集う憩いの場として、高齢者間の連帯やコミュニケーションを深め、さらに児童とのふれあい交流も図っています。運営は地域のボランティアによって行われており、活発な事業展開により地域で定着しています。

#### 【今後の展開】

様々なニーズに対応できるよう、新規講座の企画等の充実を図ります。

#### 【推進の担当】 高齢者ふれあい課

### ③ いろは元気サロン・街なかふれあいサロン

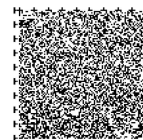
空き店舗を活用し、見守りや声かけをはじめとする福祉活動の拠点の場として、高齢者あんしん相談センター（地域包括支援センター）が定期的に相談日を設け、支援を必要とする人に対し、いち早く専門機関へ橋渡しするなど、高齢者の交流やふれあいにより安心な生活につながる場として、活用を進めています。

#### 【今後の展開】

身近な地域で心と身体の健康づくりにより、地域での支え合いや要介護状態から自立した生活を支援する場としても、効果的な拠点として活用できるように整備と充実を図ります。

また、地域包括ケア体制の構築に向けた検証を行い、既存サロンの見直し及び計画的な整備を行います。

#### 【推進の担当】 高齢者ふれあい課



④ カフェ・ランチルーム宗四小・多世代交流カフェ（志木第四小学校内）

地域の高齢者が学校給食と同じメニューを食べ、健康づくりのための教室に参加するなどの交流を深める場です。介護予防や高齢者の見守り、閉じこもり防止につなげます。

【今後の展開】

より多くの高齢者に利用していただくため、様々な機会を活用し周知を図ります。

【推進の担当】 高齢者ふれあい課、市民活動推進課

3-1-2 高齢者のスポーツ・レクリエーション活動の推進

高齢者を含め、市民の健康維持・体力向上を図るための、スポーツ・レクリエーション活動の拡大推進を図っています。

主な実施内容

- ①健康ライフスタイルの支援
- ②グランドゴルフ大会
- ③高齢者子ども交流スポーツ大会

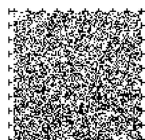
(1) 健康ライフスタイルの支援

志木市スポーツ推進計画に基づき、高齢者のライフスタイルの支援として、介護予防の課題である「元気で長生き」の人生を送るため、年齢や体力にあったスポーツ・レクリエーション活動に参加できる仕組みを整え、現状の体力を維持する施策を推進しています。

【今後の展開】

65歳以上の高齢者を対象に体力測定を実施し、高齢者の体力を維持するため高齢者スポーツの推進を図ります。また、スポーツを通じた生きがいづくりの場への参加を促進するため、スポーツ団体やレクリエーション団体等の情報を積極的に提供します。

【推進の担当】 生涯学習課



## (2) スポーツ活動・世代間交流の機会づくり

グランドゴルフ大会や世代間の交流事業を開催するとともに、市内に3か所あるゲートボール場の整備及び管理を行っています。

### 【今後の展開】

既存のイベントは定着と参加者の固定化を避けるため、新たな高齢者が楽しめるスポーツやレクリエーション等のイベントを推進していきます。

【推進の担当】 高齢者ふれあい課

### 3-1-3 高齢者の就労支援

雇用の機会を確保するとともに、シルバー人材センターの活用により、社会参加としての支援体制づくりを行っています。

主な  
実施  
内容

- ① 「ジョブスポットしき」、「ジョブスポットしき就労支援センター」の活用
- ② (公益社団法人)朝霞地区シルバー人材センターの活用

## (1) 雇用機会づくり(ジョブスポットしき)

「ジョブスポットしき」職業紹介コーナーでは、健常者への職業相談、職業紹介、求人を取次ぎを行っており、平成20年1月にキャリアカウンセラーによる若年者向きの職業相談を開始し、相談業務の拡充を図りました。

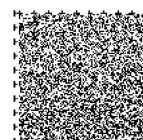
さらに、平成23年6月には市と国が一体となり障がい者と生活困窮者の就労支援・職業紹介のための「ジョブスポットしき就労支援センター」を開設しました。

また、景気の影響から高齢者に対する就労は依然厳しい状況にありますが、朝霞公共職業安定所(ハローワーク朝霞)の情報検索システム及び求人台帳を活用し、引き続き就労の機会を図っています。

### 【今後の展開】

ジョブスポットしきの利用増加を図るため、広報やホームページの活用、利用紹介案内パンフレットや紹介ビデオの作成などPRを積極的に行います。

また、今後の高齢社会を考えた場合、高齢者の就労は、収入の確保のためばかりでなく、生きがいや健康の保持、貴重な知識・技術・経験の活用による社会参



加と貢献のためにも重要であることから、高齢者就労の拡大にむけ、朝霞公共職業安定所との連携を一層緊密にし、就労促進環境の醸成に努めます。

**【推進の担当】** 産業観光課、福祉課

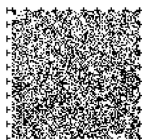
## **(2) (公益社団法人) 朝霞地区シルバー人材センターの活用**

経験や技術を活かして働きたい、地域社会のため役立つ仕事をしたいという、健康で働く意欲のある人に働く場を提供しています。会員数は増加傾向にあります。また、団塊の世代の大量退職時期をむかえ、高齢者の生きがいや働き方に対する多様な考え方に対応する必要があります。

### **【今後の展開】**

幅広い高齢者層に対応するため、シルバー人材センターの活動内容の周知に努めます。また、高齢者の社会参加を通じて、健康で生きがいのある生活の実現と地域社会の活性化に貢献するよう、シルバー人材センターが高齢者の経験や技術を活かす場などを支援します。

**【推進の担当】** 高齢者ふれあい課





### 3-2 福祉コミュニティの推進

#### ■ 施策内容と推進実施主体

推進実施主体	市民	ボランティア NPO	事業者	行政
3-2-1 地域活動の情報共有・把握の促進	○	○	○	○
3-2-2 地域ぐるみの市民福祉活動の推進	○	○	○	○
3-2-3 ボランティア・NPO活動の支援	○	○	○	○
3-2-4 高齢者の福祉活動への参加促進	○	○	○	○

#### 3-2-1 地域活動の情報共有・把握の促進

地域活動などについて、情報の把握に努めています。

##### 【今後の展開】

より活動の発掘・育成をしていくうえで、市内における地域活動などの情報共有を進めるため、関係者間で把握・共有手法の検討を進めます。

【推進の担当】 市民活動推進課、福祉課、高齢者ふれあい課、健康づくり支援課、健康増進センター、生涯学習課、いろは遊学館

#### 3-2-2 地域ぐるみの市民福祉活動の推進

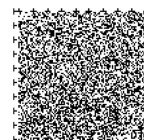
ひとり暮らしの高齢者や高齢者世帯が増加し、閉じこもりなどの問題が生じています。特にマンションなどでは、見守りが難しい状況にあります。

地域住民の社会参加、地域社会への参画を促し、地域住民が支え合う環境づくりへ向けて、地域諸団体が連携し活動を推進していくことが必要です。

##### 【今後の展開】

行政、社会福祉協議会、町内会等が連携して、地域の実情に応じた地域福祉活動の調整を図り、引き続き、市民協働の観点から各団体の活動の活性化を図り、人材の育成とともに活動の支援に努め、推進を図ります。

【推進の担当】 市民活動推進課、福祉課、高齢者ふれあい課





### 3-2-3 ボランティア・NPO活動の支援

地域において、ボランティア団体の福祉活動は不可欠になっています。

社会福祉協議会との連携を図るとともに、市内で活動しているボランティアや各種ボランティア団体を把握し、広く情報を収集し、ボランティア活動希望者への環境づくりに努めるとともに、各種ボランティア団体の市民への情報提供を十分にしていく必要があります。

#### 【今後の展開】

各種市民活動団体やボランティア等の活動を市民へ情報提供するため、まちづくり推進バンクを活用し、制度を利用する側も、利用される側も、お互いが相互協働できるよう支援を進めていきます。

【推進の担当】 市民活動推進課

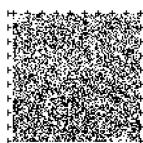
### 3-2-4 高齢者の福祉活動への参加促進

家への閉じこもりを防ぎ、地域福祉活動など生きがいづくりを進めています。離職によって社会とのつながりが薄れ、友人を訪ねるなど社会性が低下しているなどの日常生活圏域ニーズ調査を踏まえ、介護予防サービス・生活支援サービスなど、福祉の担い手の確保が重要な課題となっており、団塊の世代を中心とする高齢者自身の福祉活動への参加が求められます。

#### 【今後の展開】

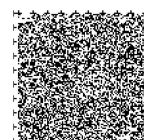
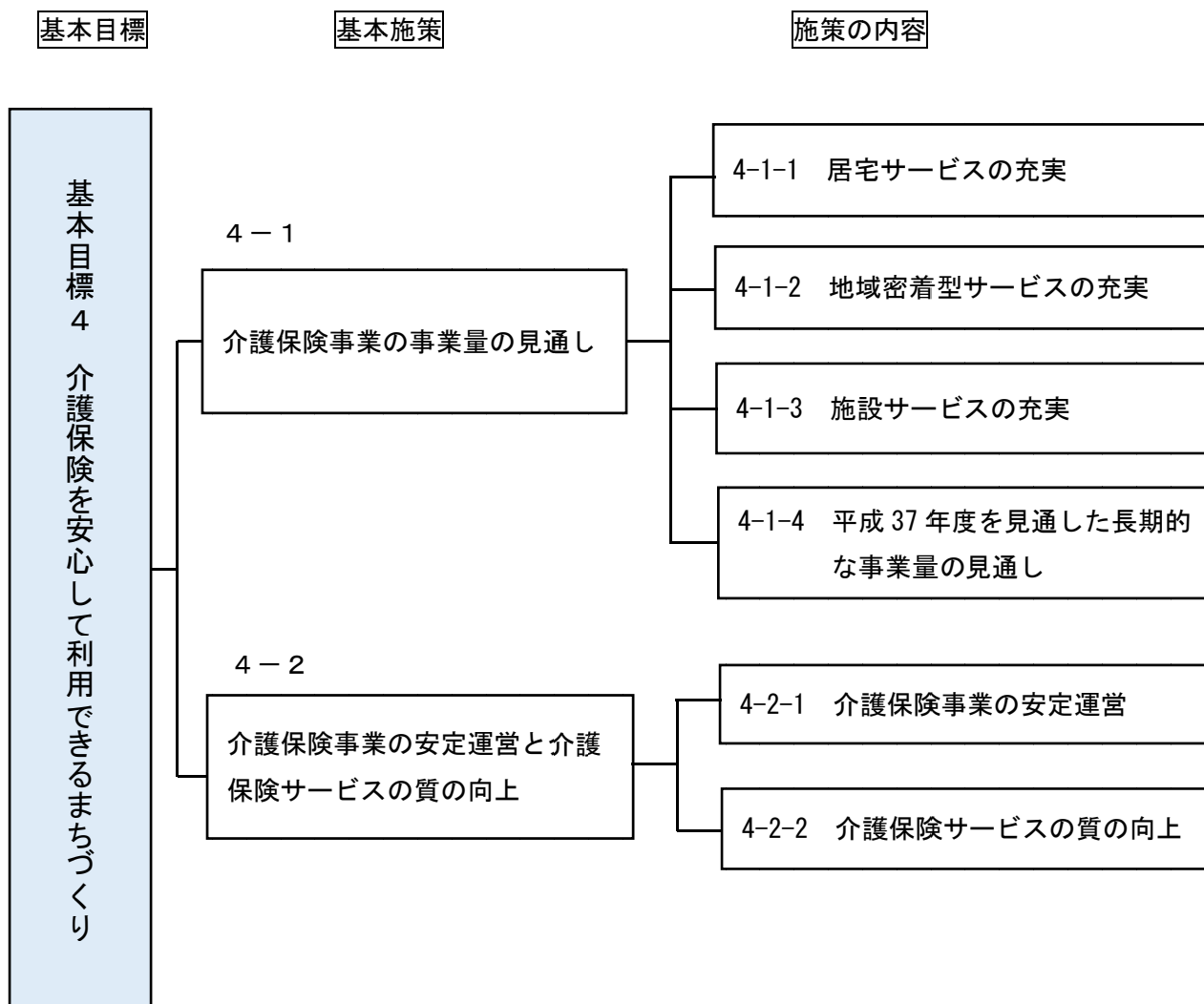
高齢者の社会参加を促す各種事業を進めるとともに、高齢者自身が福祉の担い手として活動できるよう、町内会等関係機関や民間非営利団体（NPO）などとの連携により、積極的な参加を促します。

【推進の担当】 高齢者ふれあい課、市民活動推進課、福祉課



## 第4節 介護保険を安心して利用できるまちづくり

施策の体系



#### 4-1 介護保険事業の事業量の見通し

##### ■ 施策の内容と推進実施主体

推進実施主体	市民	ボランティア NPO	事業者	行政
4-1-1 居宅介護サービスの充実			○	○
4-1-2 地域密着型サービスの充実			○	○
4-1-3 施設サービスの充実			○	○
4-1-4 平成37年度を見通した長期的な事業量 の見込み			○	○

#### 4-1-1 居宅介護サービスの充実

##### (1) 居宅介護サービス

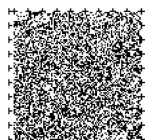
居宅サービスの種類と年度ごとの実績、見込量は次のとおりとなっています。サービス見込量は平成24年度、平成25年度の実績及び今後のサービスの必要量を踏まえて推計しました。

居宅サービスの整備目標は、次のとおりとなっています。

図表 46 居宅介護サービスの年間実績及び見込量（延数）

居宅サービス		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
		実績			見込量		
訪問介護	人数	3,240	3,322	3,288	3,420	3,480	3,540
訪問入浴介護	人数	351	302	300	324	336	348
訪問看護	人数	931	858	960	1,008	1,032	1,056
訪問リハビリテーション	人数	329	378	384	432	480	528
居宅療養管理指導	人数	4,823	5,628	3,144	3,600	3,960	4,320
通所介護	人数	4,788	4,921	4,680	5,160	4,092	4,272
通所リハビリテーション	人数	1,487	1,859	2,016	2,160	2,400	2,640
短期入所生活介護	人数	1,173	1,114	1,236	1,404	1,560	1,800
短期入所療養介護	人数	60	124	180	192	216	240
特定施設入居者生活介護	人数	961	1,104	1,320	1,392	1,464	1,536
福祉用具貸与	人数	5,129	5,573	5,184	5,640	5,880	6,120
特定福祉用具販売	人数	123	142	180	204	228	252
住宅改修	人数	112	118	144	156	180	216
居宅介護支援	人数	8,259	8,697	8,964	9,240	9,420	9,600

※平成26年度は、見込値



## (2) 介護予防サービス

介護予防サービスは、要支援1・2の軽度の要支援者を対象としています。

介護予防サービスは、要介護認定者の出現を抑え、あるいは身体の活動低下によって生じる、いわゆる「廃用症候群」など軽度の要支援者の重症化を防止するサービスです。

介護予防サービスの整備目標は、次のとおりとなっています。

図表 47 介護予防サービスの年間実績及び見込量（延数）

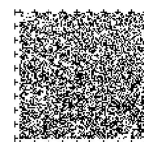
介護予防サービス		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
		実績			見込量		
介護予防訪問介護	人数	1,533	1,558	1,452	1,560	1,584	480
介護予防訪問入浴介護	人数	5	3	0	0	0	0
介護予防訪問看護	人数	100	56	72	84	96	108
介護予防訪問リハビリテーション	人数	52	62	24	24	24	24
介護予防居宅療養管理指導	人数	389	498	264	528	576	624
介護予防通所介護	人数	1,785	1,733	1,572	1,740	1,440	420
介護予防通所リハビリテーション	人数	361	550	720	876	1,056	1,284
介護予防短期入所生活介護	人数	47	43	24	36	48	48
介護予防短期入所療養介護	人数	2	4	0	12	12	12
介護予防特定施設入居者生活介護	人数	235	300	288	420	456	492
介護予防福祉用具貸与	人数	1,233	1,383	1,452	1,560	1,680	1,800
介護予防特定福祉用具販売	人数	47	64	72	84	96	108
介護予防住宅改修	人数	64	67	84	84	96	108
介護予防支援	人数	3,596	3,780	3,840	4,020	4,200	4,320

※平成26年度は、見込値

### 4-1-2 地域密着型サービスの充実

地域密着型サービス（介護予防を含む）は、認知症高齢者やひとり暮らし高齢者の増加等を踏まえて、高齢者が要介護状態になっても、できる限り住み慣れた地域で生活できるようにする観点から、原則として日常生活圏域内でサービスの利用及び提供が完結するサービスです。

地域密着型サービスは、本市が事業者の指定及び指導・監督を行うこととなります。また、地域密着型サービス運営委員会は、地域密着型サービスの公平・公正な制度運営が図られているかについて関与することとなります。



地域密着型サービスの整備目標は、次のとおりとなっています。

図表 48 地域密着型サービスの年間実績及び見込量（延数）

地域密着型サービス		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
		実績			見込量		
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	人数	22	26	12	120	180	192
夜間対応型訪問介護	人数	0	0	0	0	0	0
認知症対応型通所介護	人数	205	192	204	216	240	264
小規模多機能型居宅介護	人数	58	313	576	588	624	780
認知症対応型共同生活介護	人数	762	717	804	828	852	1,068
地域密着型特定施設入居者生活介護	人数	0	0	0	0	0	0
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	人数	0	0	0	0	0	0
看護小規模多機能型居宅介護（※）	人数	0	0	0	0	240	300
地域密着型通所介護	人数	—	—	—	—	1,368	1,428

※平成26年度は、見込値

※(2)地域密着型サービスの「⑧看護小規模多機能型居宅介護」は、「複合型サービス」の名称見直しによる変更後のサービス名（平成27年度から）

地域密着型介護予防サービス		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
		実績			見込量		
介護予防認知症対応型通所介護	人数	0	67	0	0	0	0
介護予防小規模多機能型居宅介護	人数	13	0	180	192	204	228
介護予防認知症対応型共同生活介護	人数	0	0	0	0	0	0

※平成26年度は、見込値

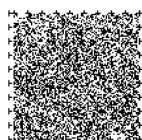
### ■ 地域密着型サービスの圏域ごとの必要利用定員数

図表 49 地域密着型サービスの圏域ごとの必要利用定員数

【平成27年度】

（単位：人）

地域密着型サービス	本町圏域	柏町圏域	館・幸町圏域	宗岡北圏域	宗岡南圏域	計
認知症対応型共同生活介護	18	18	18	14	13	81
地域密着型特定施設入居者生活介護	0	0	0	0	0	0
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	0	0	0	0	0	0



【平成 28 年度】

(単位：人)

地域密着型サービス	本町 圏域	柏町 圏域	館・幸町 圏域	宗岡北 圏域	宗岡南 圏域	計
認知症対応型共同生活介護	18	18	18	23	22	99
地域密着型特定施設入居者生活介護	0	0	0	0	0	0
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	0	0	0	0	0	0

【平成 29 年度】

(単位：人)

地域密着型サービス	本町 圏域	柏町 圏域	館・幸町 圏域	宗岡北 圏域	宗岡南 圏域	計
認知症対応型共同生活介護	18	18	18	23	22	99
地域密着型特定施設入居者生活介護	0	0	0	0	0	0
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	0	0	0	0	0	0

4-1-3 施設サービスの充実

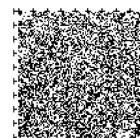
施設サービスの種類と年度ごとの実績、見込量は次のとおりとなっています。サービス見込量は平成 24 年度、平成 25 年度の実績及び今後のサービスの必要量を踏まえて推計しました。

施設サービスの整備目標は、次のとおりとなっています。

図表 50 施設サービスの年間実績及び見込量（延数）

施設サービス		24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度
		実績			見込量		
介護老人福祉施設	人数	1,898	2,008	2,040	2,580	2,880	3,180
介護老人保健施設	人数	1,438	1,677	1,572	1,740	1,824	1,908
介護療養型医療施設	人数	158	145	132	108	108	108

※平成 26 年度は、見込値



## 4-1-4 平成37年度を見通した長期的な事業量の見込み

## (1) 居宅サービス

居宅サービスの内介護サービスについての長期的な見込量は、次のとおりとなっています。

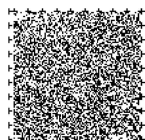
図表 51 居宅サービス（介護給付）の利用人数の見込み（延数）

居宅サービス		29年度	32年度	37年度
		見込量		
訪問介護	人数	3,540	3,720	3,900
訪問入浴介護	人数	348	420	480
訪問看護	人数	1,056	1,128	1,200
訪問リハビリテーション	人数	528	672	816
居宅療養管理指導	人数	4,320	5,520	6,720
通所介護	人数	4,272	5,568	5,784
通所リハビリテーション	人数	2,640	3,360	4,080
短期入所生活介護	人数	1,800	1,980	2,160
短期入所療養介護	人数	240	312	384
特定施設入居者生活介護	人数	1,536	1,740	1,980
福祉用具貸与	人数	6,120	6,840	7,560
特定福祉用具販売	人数	252	300	396
住宅改修	人数	216	300	372
居宅介護支援	人数	9,600	10,080	10,560

また、介護予防サービスの見込量は、次のとおりとなっています。

図表 52 居宅サービス（介護予防サービス）の利用人数の見込み（延数）

居宅サービス		29年度	32年度	37年度
		見込量		
介護予防訪問介護	人数	480	—	—
介護予防訪問入浴介護	人数	0	0	0
介護予防訪問看護	人数	108	144	180
介護予防訪問リハビリテーション	人数	24	36	48
介護予防居宅療養管理指導	人数	624	768	936
介護予防通所介護	人数	420	—	—
介護予防通所リハビリテーション	人数	1,284	1,680	2,040





図表 52 居宅サービス（介護予防サービス）の利用人数の見込み（延数） つづき

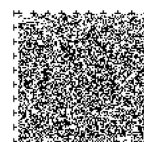
居宅サービス		29年度	32年度	37年度
		見込量		
介護予防短期入所生活介護	人数	48	60	72
介護予防短期入所療養介護	人数	12	12	12
介護予防特定施設入居者生活介護	人数	492	600	720
介護予防福祉用具貸与	人数	1,800	2,160	2,520
介護予防特定福祉用具販売	人数	108	144	180
介護予防住宅改修	人数	108	144	180
介護予防支援	人数	4,320	4,920	5,460

## （2）施設サービス

施設サービスの長期的な見込量は、次のとおりとなっています。

図表 53 施設サービスの利用人数の見込み（延数）

施設サービス		29年度	32年度	37年度
		見込量		
介護老人福祉施設	人数	3,180	3,480	3,600
介護老人保健施設	人数	1,908	2,160	2,400
介護療養型医療施設	人数	108	0	0



### (3) 地域密着型サービス

施設サービスの長期的な見込量は、次のとおりとなっています。

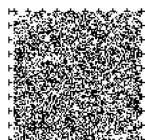
図表 54 地域密着型サービス（介護サービス）の利用人数の見込み（延数）

地域密着型サービス		29年度	32年度	37年度
		見込量		
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	人数	192	240	360
夜間対応型訪問介護	人数	0	0	0
認知症対応型通所介護	人数	264	336	408
小規模多機能型居宅介護	人数	780	840	840
認知症対応型共同生活介護	人数	1,068	1,068	1,200
地域密着型特定施設入居者生活介護	人数	0	0	0
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	人数	0	0	0
看護小規模多機能型居宅介護（※）	人数	300	360	420
地域密着型通所介護	人数	1,428	1,860	1,932

※「看護小規模多機能型居宅介護」は、「複合型サービス」の名称見直しによる変更後のサービス名（平成27年度から）

図表 55 地域密着型サービス（介護予防サービス）の利用人数の見込み（延数）

地域密着型介護予防サービス		29年度	32年度	37年度
		見込量		
介護予防認知症対応型通所介護	人数	0	0	0
介護予防小規模多機能型居宅介護	人数	228	264	288
介護予防認知症対応型共同生活介護	人数	0	0	0



## 4-2 介護保険事業の安定運営と介護保険サービスの質の向上

### ■ 施策の内容と推進実施主体

	推進実施主体	市民	ボランティア NPO	事業者	行政
4-2-1	介護保険事業の安定運営			○	○
4-2-2	介護保険サービスの質の向上			○	○

### 4-2-1 介護保険事業の安定運営

介護が必要な状態になっても、自立した質の高い生活を送ることができること、家族の過重な介護負担の解消を目指し、そのために必要な在宅及び施設サービスの供給体制を確立します。また、訪問看護や訪問リハビリテーションなどのサービスについては、医師会との連携の強化に努めます。

主な実施内容

- |                     |            |
|---------------------|------------|
| ①居宅サービス（介護予防を含む）    | ④その他介護サービス |
| ②地域密着型サービス（介護予防を含む） | ⑤特別給付      |
| ③施設サービス             | ⑥保健福祉事業    |

#### (1) 居宅サービス（介護予防を含む）

##### ① 訪問介護（ホームヘルプサービス）

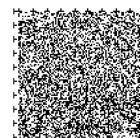
ホームヘルパーが居宅を訪問し、入浴、排泄などの身体介護や、調理、洗濯などの生活援助を行うものです。また、要支援1・2の人には、状態が悪化しないよう本人の意欲を引き出し、自立を支援しています。居宅サービスの最も基本的で需要の多いサービスであることから、継続的なサービス提供体制の確保やサービスの質の向上が求められています。

#### 【今後の展開】

高齢者が住み慣れた地域で安心して在宅生活を継続していくためには、日常生活を支える最も基本的で不可欠なサービスです。

今後の需要拡大を見込んだサービス供給量を確保するために、それぞれの地域でのサービス事業者の事業拡大や安定的にサービスを提供できるような体制づくりに努めます。

【推進の担当】 高齢者ふれあい課



## ② 訪問入浴介護

自宅の浴槽では入浴が困難な利用者が、その家庭で介護職員と看護職員が持参する特殊浴槽などで入浴サービスを利用するものです。

現状では、市内事業者は少なく需要も多くはありませんので、需要に対するサービスの提供基盤は、近隣の事業者参入により充足されている状況にあります。

しかし、今後は施設介護から在宅介護へと利用者が増えていくことが十分考えられますので、市内に新規事業者の参入を図るとともに、サービス提供の拡充を図っていきます。

### 【今後の展開】

利用者の身体清潔の保持や心身機能の維持向上を図る上で必要なサービスであり、また、利用者が重度要介護者であることが多いため、まず、市内でのサービス事業者の参入を促します。

さらに、サービス提供時における安全性の確保やウイルス、細菌の感染防止への配慮等、介護サービス事業者連絡会等の機会を活用して情報提供等を行い、サービスの利用拡大を図っていきます。

### 【推進の担当】 高齢者ふれあい課

## ③ 訪問看護

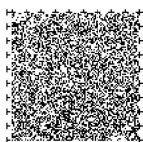
在宅で、看護師等による療養上の世話や必要な診療の補助を受けるサービスです。

利用者には何らかの疾病や後遺症等により、心身の障がい等を有していることも多く、利用意向は高い状況にあります。このため、今後も利用需要は増加するものと見込んでいますが、利用者のためには、サービス事業者の提供時間や土日のサービス提供拡大、24時間の相談体制の整備等、医療機関との連携を図るなどサービスの向上が必要です。

### 【今後の展開】

末期がんなどの特定疾病や心身の疾病、障がい等をもつ利用者の在宅生活を支える上で重要なサービスです。潜在的なニーズの掘り起こしや医療機関との連携の強化、サービス内容の周知に努めるとともに、介護サービス事業者のサービス提供体制の充実を促してまいります。

### 【推進の担当】 高齢者ふれあい課



#### ④ 訪問リハビリテーション

在宅復帰、在宅生活支援の観点から、主治医の指示のもと、在宅で理学療法士や作業療法士等による、自立した生活を送るために必要なリハビリテーションや、言語聴覚士による言語聴覚療法や嚥下訓練を受けるサービスです。年々増大する需要に対応して、介護サービス事業者が不足しており、サービス提供基盤の確保が必要であり、既存事業所のサービス提供量の拡大や近隣事業者からの支援を受けることが必要です。

##### 【今後の展開】

在宅生活支援の観点から、リハビリテーションの必要性や重要性を利用者に周知するとともに、様々な利用意向に対応していくため、既存事業所へサービス提供量の拡充のための調整を図り、市内及び近隣の医療機関等と連携して、必要なサービス量の確保に努めます。

##### 【推進の担当】 高齢者ふれあい課

#### ⑤ 居宅療養管理指導

医師、歯科医師、薬剤師、管理栄養士、看護師、歯科衛生士等が要介護者の自宅を訪問して療養上の管理や指導を行うサービスです。

居宅介護サービス利用者には、サービス提供対応可能な医療機関等、制度の周知が必要です。また、サービス担当者会議を開催し、ケアマネジャーへ適切なケアプラン作成のために専門的な指導や情報提供の徹底を図り、利用者に対し適正なサービスの活用が行われるよう周知を図っていく必要があります。

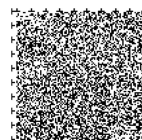
##### 【今後の展開】

居宅介護サービス利用者の主治医及び医療機関、ケアマネジャーや利用者等へ、制度活用についての専門的な指導や情報提供の徹底を図っていきます。

また、主治医等のサービス担当者会議への参加を促し、有機的な連携を図っていきます。

さらに、志木市市民の歯と口腔の健康づくり推進条例に基づき、特に歯科医師の訪問指導や薬剤師による服薬訪問指導など、いつまでも元気にいられるよう指導を実施していきます。

##### 【推進の担当】 高齢者ふれあい課



### ⑥ 通所介護（デイサービス）

施設に併設もしくは単独で設置されたセンターで、入浴や食事の提供、その他の日常生活上の世話や機能訓練等のサービスを利用でき、センターへの送迎サービスも受けられます。また、要支援1・2の人には、本人の希望などにより、運動器の機能向上など予防を重視したメニューを実施しています。

居宅介護サービスの中でも利用意向は高いサービスです。利用者の増加に対応した必要量を確保するとともに、事業所のない地域に多様な実施主体の事業者の参入誘導を積極的に図り、安定したサービス供給体制を確立していく必要があります。

#### 【今後の展開】

利用者の在宅生活の継続を支え、また社会的孤立感の解消や心身機能維持・向上を図るとともに、家族の身体的・精神的負担の軽減を図るためにも、サービス供給体制の拡充に向けて、民間事業者をはじめ多様な供給主体の参入誘導やサービス事業者との連携等を図っていきます。

#### 【推進の担当】 高齢者ふれあい課

### ⑦ 通所リハビリテーション（デイケア）

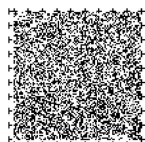
リハビリ機能のある病院や施設に通って入浴や食事の提供、機能訓練等のリハビリテーションを行うサービスです。

身体機能の低下とともに閉じこもりがちになった人などの、介護度の重度化への進行を防ぐためにもニーズの掘り起こしが必要で、主に理学療法士や作業療法士による機能訓練を中心に身体機能の維持改善、言語聴覚士による言語訓練等のサービスが利用できます。今後の利用者増加に対応するために、事業者の誘致や介護サービス事業者連絡会等での情報提供が必要です。

#### 【今後の展開】

利用者は増加傾向にあるため、利用希望者が必要なサービスを必要なときに利用できるように、新規サービス事業者の参入誘導を図ります。また、近隣のサービス事業者の最新情報を収集し、適宜利用者にサービス情報を提供し、近隣事業者のサービスをスムーズに利用できるよう努めていきます。

#### 【推進の担当】 高齢者ふれあい課





⑧ 短期入所サービス（短期入所生活介護、短期入所療養介護）

介護老人福祉施設、介護老人保健施設等に短期間滞在し日常生活の世話や機能訓練サービス、あるいは医学的な管理のもとで看護や日常生活上の介護サービスを行うものです。

短期入所サービスは要介護高齢者やその家族の生活の安定に寄与し、居宅介護サービスメニューの中でも利用意向の高いサービスですが、施設入所を伴うサービスであり、市内には短期入所生活介護施設は5か所あり、今後の在宅サービスの必要性に応じて、検討していきます。

【今後の展開】

冠婚葬祭や介護者のリフレッシュ、仕事のためなど介護者の負担軽減を目的に利用されることもあり、要介護者等の在宅生活を支えるサービスとして重要です。また、需要の多いサービスでもあるため、新規事業者の参入誘致や既存事業者の拡大等について調整を図ります。

また、療養病床の再編による介護療養型医療施設から介護老人保健施設への転換なども考慮し、近隣施設も含めた小規模多機能型居宅介護事業所や認知症高齢者グループホームの施設整備も視野に入れ、サービス必要量の確保に努めます。

【推進の担当】 高齢者ふれあい課

⑨ 特定施設入所者生活介護（有料老人ホーム等）

指定を受けた有料老人ホーム等に入所している要支援・要介護者に入浴、排泄、食事等の支援や介護、機能訓練等のサービスを提供します。

市内にサービス提供施設（介護付有料老人ホーム）が4か所あり、サービス利用者は増えてきている状況にあります。

【今後の展開】

今後、介護療養型医療施設の新規設置の廃止に伴い、利用者の増加が見込まれますので、利用希望者には利用者の状態に対応した相談やサービス提供施設の情報提供等に努めていきます。

【推進の担当】 高齢者ふれあい課

⑩ 福祉用具貸与

在宅での介護に必要な車いすや特殊寝台の貸出しなど、身体の機能が低下し日常生活を営むのに支障がある要介護者等の自立支援と、介護者の負担軽減のため





に利用できるサービスです。

居宅における要介護者等の日常生活動作への自立支援と介護者への介護負担軽減のためには、重要なサービスであり、利用意向も高くなっています。今後、利用者の増加と利用量の拡充に対応できるよう、市内新規事業者の参入による基盤整備が必要です。また、利用者の状態に合わせた適切な福祉用具を貸与できるよう、相談や情報提供を行うとともにケアマネジャーへ研修等も行っていく必要があります。

#### 【今後の展開】

今後、市内事業者の積極的な福祉用具貸与事業への参入が図れるよう情報提供を行い、サービス基盤の整備を進めるとともに、要介護度の低い（軽度）利用者にも適切な福祉用具の貸与ができるよう、事業者等への研修などを行い資質向上に努めていきます。

#### 【推進の担当】 高齢者ふれあい課

##### ⑪ 特定福祉用具販売

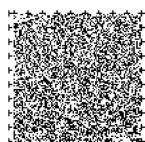
在宅での日常生活自立支援として入浴補助用具などの特定福祉用具の給付を行い、高齢者本人の自立を支援します。特定福祉用具購入費（限度額 10 万円）の9割または8割相当分を支給するサービスです。

今後、住宅改修などの居宅サービスと併せて効果的な利用ができるよう、福祉用具購入相談や情報提供を行うことが必要です。

#### 【今後の展開】

利用者本人の日常生活動作（ADL）や居住環境などニーズを正しく把握し、自立を支援する適切な福祉用具の提供を行うためにも、介護保険ガイドや福祉用具専門相談員の活用等によりサービス利用者に適切な情報提供を行い、事業者には介護サービス事業者連絡会等を通じて、適正な給付と福祉用具使用に係る安全性確保の周知を行います。併せて、ケアマネジャーの研修を行っていきます。

#### 【推進の担当】 高齢者ふれあい課



## ⑫ 住宅改修

在宅で利用者の自立度を高めるために段差の解消や手すり等の設置など、住環境の改善を行い、高齢者本人の自立を支援します。住宅改修費（限度額 20 万円）の9割または8割相当分を支給するサービスです。

本人の状態にあった住宅改修ができるよう、また福祉用具の利用と併せて効果的な改修ができるように、利用者、施行事業者、ケアマネジャーに制度内容の理解を深めていただくため、情報提供に努めることが必要です。

### 【今後の展開】

特別給付の住宅改良とのサービス内容の違いなど、介護サービス事業者連絡会などを活用し制度の周知、研修を行います。

### 【推進の担当】 高齢者ふれあい課

## ⑬ 居宅介護支援（介護予防支援）

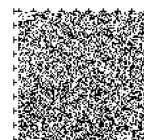
指定居宅介護支援事務所、高齢者あんしん相談センター（地域包括支援センター）等のケアマネジャーが、居宅において要支援・要介護者が日常生活を営むために必要な介護（予防）サービスを適切に利用できるよう、心身の状況や生活環境、本人及び家族の希望等を勘案してサービスの種類や内容、回数等を定めた計画を作成するもので、介護報酬の給付管理等も行います。

要支援・要介護者にとって、在宅で安心して介護（予防）サービスが受けられ、自立支援の助けとなるような適切な居宅介護（予防）サービス計画が提供できるよう、ケアマネジャーの資質の均一化や向上を図っていくことが重要です。

### 【今後の展開】

ケアマネジャーの資質向上のために研修会の実施や情報提供等に努め、個々の相談及び支援体制の充実を図るとともに、居宅介護（予防）支援事業者及び介護サービス事業者連絡会等を定期的で開催して、情報交換等を積極的に図っていきます。また、高齢者あんしん相談センター（地域包括支援センター）との連携のもと、担当ケアマネジャーにおいて対応が難しい困難事例等には、積極的な支援体制をとっていきます。

### 【推進の担当】 高齢者ふれあい課



## (2) 地域密着型サービス（介護予防を含む）

高齢者が中重度の要介護状態となっても、可能な限り住み慣れた自宅または地域で生活を継続できるようにするためのサービスとして、地域密着型サービスがあります。原則としてその市町村の被保険者のみがサービス利用可能であり、事業所の指定、指導・監督の権限は保険者である市町村にあります。

### 【今後の展開】

特別養護老人ホーム等の整備状況を考慮しながら、既存施設に対する働きかけも行うとともに、いろいろな方法を検討し、地域密着型サービス事業者の誘致を進めていく必要があります。

### 【推進の担当】 高齢者ふれあい課

#### ① 定期巡回・随時対応型訪問介護看護

要介護高齢者の在宅生活を支えるため、日中・夜間を通じて、訪問介護と訪問看護を一体的にまたはそれぞれが密接に連携しながら、定期巡回訪問と随時の対応を行うサービスです。対象者は、要介護者のみとなり、身体介護を中心とした1日複数回サービスを基本としています。

### 【今後の展開】

在宅生活の継続や限界点を引き上げるためにも、今後必要なサービスです。第6期計画においては、未整備となっている圏域に1事業所を整備します。

### 【推進の担当】 高齢者ふれあい課

#### ② 夜間対応型訪問介護

夜間、定期的な訪問を行い、訪問介護員による日常生活の世話などを行う地域密着型サービスです。

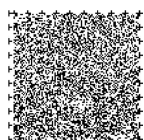
### 【今後の展開】

高齢者が在宅でも安心して生活できるよう、訪問介護の夜間サービスに準じた供給体制の確保に努めます。

### 【推進の担当】 高齢者ふれあい課

#### ③ 認知症対応型通所介護

軽度の認知症の居宅要支援・要介護者がデイサービス事業を行う施設またはデ



イサービスセンターに通い、入浴、排泄、食事等の介護、その他の日常生活上の世話及び機能訓練を受ける地域密着型サービスで、市内では1事業所（定員12人）でサービスの提供を行っています。

**【今後の展開】**

認知症高齢者の増加に伴い、住み慣れた地域で高齢者を支えるという観点から、日常生活圏域の特性にあったサービスの提供、供給体制の確保に努めます。

**【推進の担当】 高齢者ふれあい課**

**④ 小規模多機能型居宅介護**

「通い」を中心に、要支援・要介護者の様態や希望に応じて「訪問」や「泊まり」を組み合わせたサービスを提供し、在宅生活の継続性を支援する地域密着型サービスです。利用者は住み慣れた地域の普段利用している事業所で安心してサービスが受けられます。現在、市内にサービスを提供する事業所が2か所あります。

**【今後の展開】**

看護小規模多機能型居宅介護（複合型サービス）の整備状況を踏まえ、未整備となっている圏域に1か所を整備します。

**【推進の担当】 高齢者ふれあい課**

**⑤ 認知症対応型共同生活介護（グループホーム）**

認知症の状態にある人が少人数（5～9人）で共同生活を送りながら、家庭的な環境の中で日常生活上の支援や介護を受ける地域密着型サービスです。

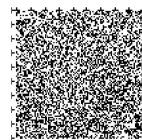
認知症高齢者が小規模施設で共同生活を送ることによって、認知症の症状や日常生活動作（ADL）が改善されることがあるなど評価されているサービスです。

今後、利用者が増えると予測されるため、判断能力が不十分な利用者の人権等を尊重するなど、サービスの質の確保を図っていく必要があります。

現在、市内にはサービス提供事業所が4か所あります。

**【今後の展開】**

認知症高齢者の増加に伴い利用が増えると予測されます。未整備の圏域に1か所の整備を進めるとともに、良質で適正なサービスを利用者に提供するために事業所の人員基準や運営基準などの適正な運用について指導・監督していきます。



また、サービス事業者には、年に1回は第三者評価を受けることが義務付けられており、第三者評価による結果の公表や利用者の人権を尊重する等、サービスの質の確保についても、指導・助言していきます。

**【推進の担当】 高齢者ふれあい課**

**⑥ 地域密着型特定施設入居者生活介護（定員29人以下の有料老人ホーム等）**

定員29人以下の特定施設（有料老人ホーム等）において、要介護者が日常生活の世話や機能訓練を受けることができるサービスです。

**【今後の展開】**

介護付有料老人ホームなどの整備状況を考慮しながら、日常生活圏域の特性にあったサービスの提供、供給体制の確保に努めます。

**【推進の担当】 高齢者ふれあい課**

**⑦ 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護（定員29人以下の特別養護老人ホーム）**

入浴・食事等の介護、その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を行う入所定員29人以下の施設です。

**【今後の展開】**

特別養護老人ホームなどの整備状況を考慮しながら日常生活圏域の特性にあったサービスの提供、供給体制に努めます。

**【推進の担当】 高齢者ふれあい課**

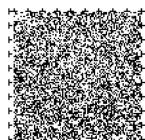
**⑧ 看護小規模多機能型居宅介護（複合型サービス）**

小規模多機能型居宅介護と訪問看護の複数のサービスを組み合わせた複合型の事業所です。看護と介護サービスの一体的な提供により医療ニーズの高い要介護者への支援を行います。

※看護小規模多機能型居宅介護は、「複合型サービス」の名称見直しによる変更後のサービス名（平成27年度から）

**【今後の展開】**

第6期計画では、未整備圏域に整備することにより、医療ニーズの高い要介護者への支援を充実します。





【推進の担当】 高齢者ふれあい課

### (3) 施設サービス

#### ① 介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）

日常生活では常に介護を必要とし、家庭の状況など自宅で生活を続けることが困難な要介護高齢者が、入所した施設でサービス計画に基づき、入浴・排泄・食事等の介護その他日常生活上の世話、機能訓練、健康管理等のサービスを受けることができる施設介護サービスです。

平成26年度末現在、市内に特別養護老人ホームが2か所あります。

#### 【今後の展開】

認知症高齢者や自宅で生活を続けることが困難な要介護高齢者にとって必要な施設サービスであり、的確なニーズの把握を行い、市としても利用者へサービス提供施設の情報提供を行っていきます。在宅生活が困難でより入所の必要性の高い中重度（要介護3以上）の要介護高齢者を支える施設として整備します。

【推進の担当】 高齢者ふれあい課

#### ② 介護老人保健施設

病状が安定期にあるため、入院による積極的医療は必要ないが、要介護と認められた方に、看護、医学的管理下における介護、機能訓練その他必要な医療、並びに日常生活上の世話を行う施設介護サービスです。

平成26年度末現在、市内には1か所が開設しています。

#### 【今後の展開】

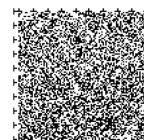
利用者の的確なニーズの把握を行い、利用者へ施設情報の提供を行っていきます。

【推進の担当】 高齢者ふれあい課

#### ③ 介護療養型医療施設

長期にわたる療養を必要とする要介護者が、施設サービス計画に基づいて療養上の管理、看護、医学的管理下における介護やその他の世話及び機能訓練や必要な医療を受け、利用者がその有する能力に応じた日常生活を営むことができるようにする施設介護サービスです。この施設サービスは新規設置ができません。

現在、市内には同施設はなく近隣への施設入所に対応していますが、平成24年度以降の利用者は減少しています。



**【今後の展開】**

介護療養型医療施設の平成23年度末の新規設置の廃止に伴い、その利用者の受け皿としての地域密着型サービスなどのサービス基盤整備を進めていきます。

また、療養型医療施設の転換に関しては、入院患者や住民、医療機関への情報提供を行います。

**【推進の担当】 高齢者ふれあい課**

**(4) その他介護サービス**

**① 高額介護（介護予防）サービス費・高額医療合算介護（介護予防）サービス費の支給**

介護サービス利用者が、サービスに対して支払った1か月あたりの自己負担額が一定の限度額以上となったとき、また、年間の医療と介護の自己負担額が一定の条件を満たしたときに、その上回った金額が介護保険から支給される制度です。

**【今後の展開】**

利用者が高齢で手続きできないなどの現状もあるため、ケアマネジャー等との連携を図るなどして、支給申請を促します。

**【推進の担当】 高齢者ふれあい課**

**② 特定入所者介護（介護予防）サービス費の支給**

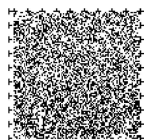
市民税非課税世帯等で介護保険施設等の利用者に対し、食費と居住費（滞在費）の基準費用額が負担限度額を上回ったとき、それを超える額について補助を行っています。

特定入所者介護（介護予防）サービス費は、市から国民健康保険団体連合会を通して施設等に直接支払われ、対象者が支払う食費・居住費はそれぞれの負担限度額までになります。

**【今後の展開】**

給付の対象となる利用者負担段階（保険料段階）が第1段階から第3段階の施設等入所者には、申請により介護保険負担限度額認定証を交付し、その認定証を施設等に提示することにより特定入所者介護サービス等を受けることができます。

平成27年8月からは、支給基準の見直しにより、市民税非課税世帯であって





も一定以上の預貯金などの資産がある場合は支給の対象外となることから、変更内容について利用者等への周知に努めていきます。

【推進の担当】 高齢者ふれあい課

## (5) 特別給付

本市では、介護給付や予防給付のほかに、要介護高齢者の在宅生活を支援する観点から移送サービス及び住宅改良を市の介護保険特別給付として支給しています。

### ① 移送サービス

歩行が困難で車いす及び寝台専用車両を利用しなければ医療機関へ通院などが困難な利用者の送迎手段を確保するための市独自のサービスです。要介護認定において日常生活自立度B以上で5メートル以上の歩行が困難な方に対し、月2回を限度とし、1回の移送に要した費用額（限度額 15,000 円）の9割または8割相当分を支給します。

重度の要介護者の増加に伴い利用件数が伸びています。今後も制度の周知を図り、継続的な利用を促すことが必要です。

### 【今後の展開】

利用者やケアマネジャーへ利用可能な事業者の情報提供等について周知を図り、サービス利用者の拡大へ対応していきます。

【推進の担当】 高齢者ふれあい課

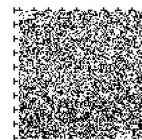
### ② 住宅改良

法定の住宅改修では対象としていない住宅の改良（浴室の拡大、押し入れをトイレに改良する等）を対象とし、利用者の住環境の改善を図るための市独自の介護サービスです。住宅改良に要した工事費用額（限度額 50 万円）の9割または8割相当分を支給します。

必要に応じて、住宅改修と併せて在宅生活での自立支援の観点から引き続き生活しやすいバリアフリー化等住環境づくりのための推進を図る必要があります。

### 【今後の展開】

要介護者等の住環境の改善に向けて利用者やケアマネジャーへ制度の周知を図り、利用者等への情報提供に努めます。



【推進の担当】 高齢者ふれあい課

### (6) 保健福祉事業

本市では、高齢者が要介護状態等となることを予防するために必要な保健福祉事業として、軽度生活援助サービスを実施しています。

要介護認定において非該当（自立）と判定されたが、日常生活上何らかの生活支援を必要とする人に対して、生活援助中心型の訪問介護サービスを提供するものです。

介護保険の対象にならない二次予防事業対象者をどのように支援できるか、サービスの内容、対象者の判定基準の見直しが必要です。

### 【今後の展開】

介護予防事業や地域支援事業との位置づけの明確化や、要介護認定において自立と判定された人へのフォロー体制の整備など、サービス内容の充実を図っていきます。

【推進の担当】 高齢者ふれあい課

## 4-2-2 介護保険サービスの質の向上

主な  
実施  
内容

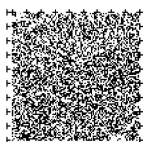
- |                    |                   |
|--------------------|-------------------|
| ①介護サービスに関わる人材育成の推進 | ⑥リスク管理の推進         |
| ②総合相談窓口の充実         | ⑦ケアマネジメントの充実      |
| ③事業者との連携の推進        | ⑧介護給付の適正化         |
| ④苦情相談体制の充実         | ⑨多様なサービス提供主体の参入誘導 |
| ⑤サービス評価システムの推進     | ⑩在宅サービス提供施設の整備支援  |

### (1) 介護サービスに係わる人材育成の推進

介護サービス事業者及びケアマネジャーの資質向上を目的に研修会や事例検討会を行い、意見交換や情報交換を実施しています。介護予防を重視したサービス内容についてさらに研修体制の充実が必要になります。

### 【今後の展開】

介護予防ケアマネジメントを実施していく上で、ケアマネジャーや訪問介護・



通所介護等の介護サービス事業者及び高齢者あんしん相談センター（地域包括支援センター）職員を対象として、定期的に研修会や事例検討会等を実施し、意見交換や情報提供等を行い資質の向上に努めます。

また、権利擁護の視点を養い、増加する認知症や虐待にも対応できるような人材の育成に努めます。

**【推進の担当】 高齢者ふれあい課**

## **（２）総合相談窓口の充実**

介護保険サービスや各種保健福祉サービスの情報提供に努める他、高齢者あんしん相談センター（地域包括支援センター）の整備と機能充実に図り、総合的な相談窓口としての充実に推進します。

地域ケア会議や介護サービス事業者連絡会を通して、情報収集、情報の共有化を図っていますが、それぞれの連携が十分とは言えず、情報の共有化も不十分です。関係機関との連携を図りながら総合相談窓口を明確にする必要があります。

**【今後の展開】**

高齢者あんしん相談センター（地域包括支援センター）が、地域に住む高齢者の様々な相談をすべて受け止めて、それを適切な機関、制度、サービスにつなぎ、その後の状況において適切にフォローアップできるように整備と機能充実に図ります。また、相談を待つだけでなく、実態把握業務により地域に存在する隠れた問題やニーズを発見するように努めます。

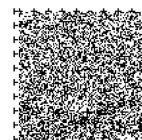
市民に対しては、介護保険サービスや各種保健福祉サービス、地域の社会資源等の情報提供、関係機関の紹介などに努める他、地域における様々な関係者との連携と情報の共有化を図りながら、相談窓口としての機能を充実させていきます。

**【推進の担当】 高齢者ふれあい課**

## **（３）事業者との連携の推進**

事業者及び関係機関における情報の共有化とネットワーク化を図るため介護サービス事業者連絡会を組織し、研修会や事例検討会を実施し連携を図っています。

今後は、他市の状況も踏まえながら連絡会を定期的開催することでさらなる連携を図る必要があります。



**【今後の展開】**

介護サービス利用者が、安心してサービスを受けるためには、利用者に必要な情報が提供されていることが最低の条件であることを踏まえて、ケアマネジャーや介護サービス事業者との連絡会を定期的開催し、事業者間の連携を図りながら、情報の共有化に努めます。

**【推進の担当】 高齢者ふれあい課**

**(4) 苦情相談体制の充実**

介護保険制度、介護認定、介護サービス等に関する苦情相談には、窓口や電話で対応していますが、介護サービス事業者の対応に関する苦情やケアプランに関する苦情、認定結果に対する苦情があります。認定の仕組みの説明を行い、事業者への事情確認や改善依頼を実施しています。

**【今後の展開】**

介護サービス利用者が、サービス利用において不当な扱いを受けたり、トラブルに対し、民生委員・児童委員をはじめ介護サービス事業者等の関係機関と連携を図り、苦情相談体制の充実に努めます。

また、苦情情報の蓄積や共有に努め、介護保険サービスの質の向上と充実に活用します。相談窓口の周知を図るとともに、相談には迅速かつ適切に対応し、内容に応じて県や国民健康保険団体連合会と連携をとりながら、関係者等への適切な指導に努めます。

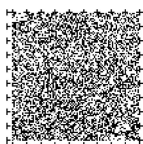
**【推進の担当】 高齢者ふれあい課、福祉課**

**(5) サービス評価システムの推進**

介護サービスの利用にあたって利用者が、自分のニーズにあった事業者やサービスを選択するためには、事業者の特性やサービスの質を比較できる情報、信頼できる情報が必要になります。事業者を適正に評価し開示する仕組みの確立が重要となっています。

**【今後の展開】**

利用者が質の良い適切なサービスを受けられるよう介護サービス事業者に、情報公開が義務化され、情報開示されることになりました。開示の奨励に努めると



ともに、県や関係機関との連携をとりつつ、利用者や専門的視点からサービス内容を第三者機関が評価する、第三者評価等の評価システムの推進なども検討します。

【推進の担当】 高齢者ふれあい課

#### (6) リスク管理の推進

介護サービスにおける事故をいかに防ぐか、事故にいかに対応するのか、施設のみならず在宅サービス事業者においても自主的な危機管理体制を確立することが求められています。

【今後の展開】

介護サービス事業者が自らのサービスを見直し、サービスの質を向上させることで、利用者が安全でかつ安心してサービスの提供を受けられるよう、安全確保の視点から事故防止対策などのマニュアル作成やリスク管理の推進に努めます。

【推進の担当】 高齢者ふれあい課

#### (7) ケアマネジメントの充実

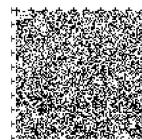
高齢者の尊厳を支えるケアを実現していくには、地域住民による多様な活動の展開も含め、地域における総合的な保健医療サービス及び福祉サービスの提供を総合的に行う体制の整備が求められます。介護サービスは的確なアセスメント後、ケアプランに沿って利用されるため、ケアマネジメントの質の確保は重要な課題であり、ケアマネジャーの資質向上が必要となります。

【今後の展開】

高齢者あんしん相談センター（地域包括支援センター）に配置される主任ケアマネジャーが中心となり、地域の高齢者が住み慣れた地域で暮らすことができるよう、主治医、ケアマネジャーとの協働と地域の関係機関との連携により包括的・継続的なケアマネジメントを実現するための後方支援を行います。あわせて、高齢者あんしん相談センター（地域包括支援センター）の運営や地域支援事業の実施に向けて、保健、医療、福祉の関係機関との連携に努めます。

また、介護給付費の適正化事業においても、不要なサービスが提供されていないか等の検証を行い、ケアプランの適正化を図っていきます。

【推進の担当】 高齢者ふれあい課





## (8) 介護給付の適正化

介護保険サービスの提供については、民間事業者の参入を推進することにより、必要なサービスの確保と利用者のサービスの選択を可能にしてきました。しかしながら一部の事業者には、本人の状態像に合わないサービス提供を行うなどが見受けられます。このことに対し、保険者である志木市としては、不適切なサービスの是正はもちろん、不正事案の再発防止及び介護事業の適切な運営のための全般的なサービスの質の向上のための取り組みが急務です。また、給付費が毎年増大していく中で、市民負担をできるだけ抑制していくためにも、介護給付の適正化に向けての取り組みが不可欠です。

### 【今後の展開】

県国民健康保険団体連合会が、介護給付等の審査支払業務を通じて保有する給付実績情報を有効活用し、ケアプランチェックや介護と医療情報との突合及び縦覧点検などの給付実態調査を行うとともに、サービス提供事業者への実施指導を適切に行っていきます。また、「第2期埼玉県介護給付適正化計画」が平成26年度で終了し、新たに「第3期（平成27年度～29年度）埼玉県介護給付適正化計画」が策定されることから、この計画に基づき、本市も適正化に取り組んでまいります。今後とも市民の皆さんに対して介護保険制度の理解を深め、介護給付適正化の必要性の理解、サービス利用者に介護給付費情報の通知など、実効性のある対応を進め、あわせて事業者指導・監督の強化を図ってまいります。

また、指定地域密着型サービス等の介護報酬等を独自に設定できることとなっているため、関係機関や利用者等の意見を聞きながら必要に応じて介護報酬について検討します。

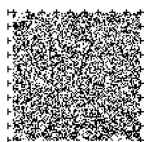
### 【推進の担当】 高齢者ふれあい課

## (9) 多様なサービス提供主体の参入誘導

高齢者の増加とともに、住宅環境や生活環境などの変化が見込まれ、状況に応じたサービス提供が必要とされています。

### 【今後の展開】

多方面からの介護サービス事業者の参入を促進し、市民が安心してサービスが受けられるよう事業者間の調整を図るとともに、地域福祉の担い手でもあるボランティアや民間非営利団体（NPO）による市民の参画にも配慮しながら推進していきます。



また定期巡回・随時対応型訪問介護看護等については、公募による事業者の指定が可能となっています。

**【推進の担当】** 高齢者ふれあい課

#### (10) 在宅サービス提供施設の整備支援

いつまでも住みなれた地域で安心・安全に生活ができるよう在宅サービスの必要性が高まってきています。

**【今後の展開】**

要介護認定者の在宅生活を支援するため、小規模多機能型居宅介護や認知症対応型共同生活介護等の地域密着型サービスを提供する施設などの整備を推進するとともに、民間事業者の参入誘導と民間も含めた既存施設の活用についても情報を収集し、様々なサービスを提供できる支援体制の充実を図っていきます。

なお、指定地域密着型サービス等の事業者の指定に際し、関係者の意見を反映させるための措置を講ずるものとします。

**【推進の担当】** 高齢者ふれあい課

